

仕 様 書

本仕様書は、大阪市生野区役所が生野区体育厚生協会と共催する、区民レクリエーションのつどいの会場設営・撤去及び音響機器操作等の業務について適用する。

1 業務名

令和8年度区民レクリエーションのつどいに係る会場設営・撤去及び音響機器操作等業務委託

2 業務目的

大阪市生野区役所及び生野区体育厚生協会は、多くの区民にスポーツ・レクリエーションに触れる機会を提供し、区民の健康増進や地域のつながりを深めることを目的に区民レクリエーションのつどいを開催する。

本業務は、区民レクリエーションのつどいの開催に必要となる会場設営・撤去等を行うものである。

3 業務概要

会場設営・撤去、音響機器設置及び操作、仮設トイレ設置、仮設電源設置 等

4 履行期間

契約日から令和8年11月4日（水）まで

5 イベント概要

（1）日時

令和8年11月3日（火）午前10時から午後4時（予定）※雨天中止

（2）場所

巽公園（住所：大阪市生野区巽西1-7）

（3）内容

生野区民等が昔ながらの運動会で家族や仲間と楽しむことができるよう、各種競技及び抽選会等を実施する。

6 業務内容

（1）会場の設営

令和8年11月3日（火）午前7時までに別紙「区民レクリエーションのつどい 設置品目一覧表」のテント（付属品を含む）の設営を完了すること。午前8時までにその他の物品の設営を完了させ、使用可能な状態にすること。

(2) 会場の撤去

イベント終了後、午後7時までにイベント前の状態に回復すること。

ただし、仮設多目的トイレについては、主催者が別途手配する業者の汚物等の汲み取りが完了次第、受注者は令和8年11月4日（水）の午前中を目途撤去すること。

撤去時間については、事前に発注者と連絡調整を行うこと。

(3) 音響機器操作等

令和8年11月3日（火）午前9時30分から午後4時頃のイベント終了まで公園内放送に適切な音量、音質となるように音響機器設置及び操作を行うことができる者を配置すること。

7 安全対策

- (1) 異公園内の作業にあたっては、公園利用者に十分注意して作業を行うこと。
- (2) 準備物の搬入に車両を使用する場合は、誘導員を配置すること。また、重機を使用する場合は作業場所の周りにカラーコーン等を設置するなど、十分な安全対策を講ずること。

8 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

9 事前打合せ

受注者は、契約後直ちに次の事項について事前に打合せを行うこと。

- (1) 計画（配置・人員計画含む）
- (2) 業務実施における注意事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

10 提出書類等

- (1) 受注者は、指定する日までに、搬入・撤去に係る車両を発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、搬入、設営、撤去にあたっては、現場責任者を配置し事前に発注者へ氏名を報告するとともに、委託した業務全般において円滑に遂行するため、発注者と調整を行うこと。
- (3) 受注者は業務が完了した際は、所定の業務完了届を提出すること。

11 契約金額

- (1) 契約金額は、物品等搬送費、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。

- (2) 支払は、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で行う。

なお、雨天等によりイベントの一部又は全部を実施しない場合は、双方の協議のうえ支払額を決定する。

12 一括再委託等の禁止

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

- (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 その他

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質

問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。

- (2) 受注者は、仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
- (3) 本業務遂行に際しては施設及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者及び業務責任者において完全に修復すること。
- (4) 物品等において不良品があったことが判明した場合、もしくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け交換すること。
- (5) 雨天等による中止の判断について、当日午前6時までにはあらかじめ確認した担当者へ連絡する。

14 担当

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
生野区役所地域まちづくり課（森・西野）
電話：06-6715-9734

区民レクリエーションのつどい 設置品目一覧表

別紙

番号	品名	仕様		数量	単位
1	テント	2間×3間		3	張
2	テントウエート	20kg		16	個
3	テーブル（会議用机）	幅1800mm×奥行450mm×高さ700mm程度		18	台
4	パイプいす			40	脚
5	ミキサー16ch		5～11番の音響設備については、一体で利用できるもので走者者を配置すること。	1	台
6	パワーアンプ			2	台
7	ワイヤレスチューナー	2ch可変式（100メートル四方）		1	台
8	スピーカー	300W スタンド付		4	台
9	ラジカセ（CD・カセット）			1	台
10	ワイヤレスマイク			2	本
11	卓上マイクスタンド			2	台
12	綱引き用綱			4	綱
13	発電機3KVA燃料込み（音響用）	※音響のみに使用のため、事業に支障がなければ3KVA以下でも可（消火器10型 蓄圧式1台を含む）		1	台
14	多目的トイレ	・車椅子の方が使用できるもの ・給排水工事が不要なもの		2	基

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。